

第10回教育再生会議
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

第10回教育再生会議議事録

日 時 平成19年12月13日（木） 18：02～20：11
場 所 総理官邸小ホール

議 事 次 第

1．開 会

2．これまでの議論の整理（案）について

3．大学・大学院改革について

4．閉 会

（配付資料）

資料1 第三次報告に向けての検討課題

資料2 11月13日～11月27日の議論の整理（素案）

野依座長 ただいまから第10回教育再生会議を開催いたします。

委員の皆様方におかれましてはご多用のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、福田内閣総理大臣からご挨拶いただきたいと思います。

福田内閣総理大臣 皆様方に10月以来ですか、大変ご熱心にご参加いただき、そして討議をしていただきまして、ありがとうございます。私は、なかなか出席いたしませんけれども、会議の様子などは官房長官や副長官から報告をいただいております。

10月の教育再生会議でも私、申し上げたんでありますけれども、この内閣では「自立と共生」をキャッチフレーズにいたしております。教育改革に当たりまして、教育を通じ一人一人がその能力を開花させて、幾多の困難に負けず挑戦する強さを育むという自立の精神を養うこと、同時に他者に対して思いやり、そしてやさしさというものを持って接して、そして社会に貢献できるような共生の気持ちを育てることが大変大事であると考えております。

このような営みは私たちの世代だけのものでなくて、世代を超えて受け継がれるものであると考えておるところでございます。

(プレス退室)

福田内閣総理大臣 申しわけないんですけども、私、また今日も途中で失礼させていただかなければいけませんので、本当は最後にお話しすべきところですが、最初にお話しさせていただきます。よろしゅうございますか。

今の教育というのは、私はなかなか難しい状況にあると思いますよ。何かといたら、やはり環境。環境が子供の教育に適しているかどうかという問題があるのではないかと思います。

今の社会というのは、豊かな社会でしょう。欲しいものは何でも与えられる。このことは、子供たちの教育という意味においては決して好ましい環境ではないと思います。

もう一つ申し上げますと、今、道德問題等も叫ばれておりますし、ここでも前回でしたか、いろいろ熱心なご討議いただきましたけれども、社会道德ですね、そういうものがやはりちょっと欠落している部分があるように思いますね。

私は、子供たちがかわいそうだと思うんですよ。やはり社会がよくなければ子供はよくなりません。口で教えたって、それに従うものではないと思いますよ。やはり社会全体が同じ認識を持って真剣に取り組む、そういうことが大事なんだろうと思います。そういう意味においても、環境が必ずしも子供たちにとって好ましいものでないと思います。

環境の前に、豊かさというものがマイナスなのではないかという趣旨のことを申し上げました。子供たちは、欲しいものは何でも与えられるという社会でしょう。私たちが育った頃と違うんですよ。品川さんや白石さんは違うかもしれませんが、私どもは何もなかったんですよ。ないけれども結構楽しかったですよ、それは。想像力ですよ。今は、想像力を働かせる前に現物があるんですよ。欲しければ買えるんですよ。そういう時

代でしょう。ですから、小さいころから物が無い、そういう不足ということは感じないで済むということですね。

そういう不足がない、充足された生活の中で、果たして子供たちが意欲を持って何かに取り組もうという気持ちが起こるのかどうか。要するに、現状に満足してしまっているということです。昨年1月でしたか、青少年問題研究所が出した調査報告があるでしょう。御存じだと思いますけれども、米中韓の高校生でしたかを比較した場合に、日本の高校生は、例えばの話「自分はえらくなりたい」とか「勉強ができるようになりたい」そういう意欲がないのですよね。何に意欲を持っているかといったら、メールとかゲームとかアニメとか、そんなことばかりに感心がある。

アメリカですらそういう傾向は日本よりずっと少ないです。少ないというか、ないですよ。中国、韓国はそういう意味ではまだハングリー　　と言っていいかわかりませんが、そういう意欲を非常に強く持っているということですね。これが日本の今の若い人たちとの根本的な違いなのではなからうか、こんなふうに思っていて、私は、子供たちに何か不足するものを常に与えておくことの必要性を皆様方に申し上げたいと思っております。

例えば携帯電話とか、ああいうものを取り上げるというのは言葉としていいかわからないけれども、携帯のない不便さを味わってもらおうといったことも必要でしょうし、私の子供はもう大きくなりましたが、小さいころにはテレビを見せなかったときがあるんですね。テレビを見ないと学校に行っても自分は仲間に入れてもらえないとか言っていましたけれども、しかし、それはそれでも済むんですよ。なければないで済んでいるんですよ。どうしても必要だとなれば友達の家に行ってみてきたりしている。

でも、そういう「何かない」というようなことを子供たちに与えることも、私は教育効果があるのではないかと考えています。

正直申しまして、今の日本というのは経済横ばいでしょう、もう十何年横ばいですよ。所得も横ばい。そういう成長しない状況の中で、何か心まで余り意欲を持ってやるような、そのような状況になくなってしまったかもしれない。そういう日本全体の風潮の中で子供たちも育ってきている。これはやはり日本の危機だと思いますよ。ここのところを何とかしなければいけないと思います。

そのためには我々政治家が頑張って、経済がぐんと上向きになる、同時に将来に対して希望を持てるような国にする、そういう希望を持つような、何か目標を与えることが大事なのではないかと思えますよ。これは何も子供たちだけの話ではない、我々にも必要なんですよ。我々にもそういう目標を持って進むという精神が必要なんだろうと思えます。

ですから、そういう根本的なところから直していかないと、子供たちもよくなれないかなと思えますので、そういう状況の中で皆様方にもいろいろ工夫をしていただく余地がたくさんあるのではなからうかと思えますので、そういう意味で、皆様方のご議論は大変貴重だと思っております。

見当違いのことを申したかもしれませんが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

教育再生への国民の期待、大変大きいものがあると思います。ですから、第3次報告に向けて引き続きご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

野依座長 どうもありがとうございました。

若い世代の委員の方もいらっしゃいますけれども、私ども世代には大変共感を覚えるお言葉を賜ったと思います。

総理は今日、早く退室されるということでございますけれども、浅利委員から、ぜひ総理のいらっしゃる時に発言したいということがございましたので、浅利委員、よろしくお願い申し上げます。

浅利委員 恐れ入ります。ありがとうございます。

今、総理もおっしゃいましたけれども、やはり子供たちの道德問題、今、徳育と言われているけれども、これが非常に重要だと思っております。

11日の産経新聞の「正論」に、高崎経済大学の八木秀次教授が非常にいいエッセイを書いてくださった。「教育基本法の改正は、戦後教育の理念を大転換させた画期的なものと評価」と。明るく12日の同じ欄では、京大名誉教授の市村真一さんが、徳育が今、不要だと言われ始めていることに対して「「徳育不要論」では日本が傾く」というタイトルのエッセイを書いていらっしゃいます。教育基本法は「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきたわが国と郷土を愛する云々」及び「豊かな情操と道德心を培う」ということで、「公共の精神を尊ぶ」と明言しているわけですが、これは実は2次報告にも織り込まれているんですけれども、何となくいろいろな議論で徳育問題が軽視されるような流れがあることをちょっと心配しております。

これは文化庁にもそういう影響が及んでいるのではないかという説がありまして、そんなことをしたら文化庁、大変なことになってしまうのではないかと。私は、今、一番これが必要だというのは日本人のほとんどの意見ではないかと思っております。要するに、今、総理もおっしゃいましたが、私はぜひこれを内閣の施策の目玉にしたい。テロ対策法もとても大事ですけれども、同じくらい大事ではないかなと思っております。

私、実は佐藤内閣の中教審以来、何十年も教育関係の政府の委員をやっております。やっとチャンスが来たかと。道德問題、徳育問題を取り上げるチャンスがやっと来たか。この内閣でぜひ実現していただきたいと思っております。

一番のポイントは、やはりこれを教科にさせていただくこと。これは2次答申でも出ていますね。

と同時に、教科書をどうやってつくったらいいかという問題があります。これは私は曾野綾子さん等とも相談して 曾野綾子さんも実は教育改革国民会議の委員だったんです。それで相談をして、やはり子供の心に響くいいお話をまとめるのが教科書としていいのではないかと。理屈を言うよりも、それをつくろうということで、文壇の良心を集めてつくる

というふうに考えております。

ですから、必ず世の中も理解してくれると思いますので、内閣の主要な政策としてお進めいただきたいと考えお時間をいただいたわけです。

ありがとうございました。

野依座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の会議では、まず、前回の合同分科会に引き続きまして、11月13日から11月27日までの3回の合同分科会での議論の整理についてご審議いただき、その後、第3次報告の構成、総論案についてご審議いただきます。そして最後に大学と大学院改革について、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、規制改革会議との合同審議を行いたいと思います。

それでは、最初の議題に入ります。

本日は前回に引き続いて、11月13日から11月27日までの3回の合同分科会での議論の整理を行いたいと考えております。

前回と同様、議論の整理の素案を作成しておりますので、この素案についてご審議いただきたいと思います。

また、大学・大学院改革の部分につきましては、本日の会議後半の、関係会議との合同審議の場でご意見をいただきたいと思います。

この議論の整理素案につきましては、第3次報告のベースとなることもあり、部外秘扱いとさせていただきます、前回の合同分科会と同様、会議後に回収させていただきますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めに11月13日から27日までの3回の議論の整理素案、有害情報対策、教員養成、教員採用、そして責任ある学校運営についてご審議いただきたいと思います。

まず、事務局から内容を説明してください。

山中副室長 それでは、これまでの議論の整理の素案、1番目は、有害情報対策でございます。

学校における携帯電話の使用制限の措置、子供が使用する携帯電話には必ずフィルタリングをつけるような法的措置の導入、俗悪番組が子供に与える影響の大きさに鑑みてメーカー、スポンサーの自制を促すといった点だったかと思ひます。

2番目は、教員養成、教員採用でございます。多様な分野からすぐれた社会人教員を採用して、学校を活性化させるという観点からご議論をいただいたところでございます。特別非常勤講師、特別免許状、こういうものを活用して、採用する人の2割は教員免許がなくても採用できるようにする、あるいは企業から教育に適性を持つ社員の方を一定期間学校に派遣していただくような仕組みはどうだろうといった点、あるいは人材を得にくい分野については教育委員会に配置して、いろいろな学校を回っていただいたりということ、将来的には教員免許を国家資格にする等のご提言があったと思ひます。

3番目は、責任ある学校運営ということで、学校のマネジメント、校長の在職期間を5年以上とするといった点、あるいは若手教員や民間から優秀な人材を校長にする、あるい

は校長の予算の権限とか教員のフリーエージェント制など権限を拡大する。また、副校長、主幹教諭といったものを管理職化して、しっかりした学校のマネジメントをつくるという点であったかと思えます。

2 ページ目でございますけれども、教育委員会、校長が管理権を行使できないような不正常的な地域、学校、こういうところではしっかりとした体制を図るといった点がございました。

2 ページ目(2)ですけれども、先生が教育に専念できるような環境をしっかりとつくっていくという観点から、学校の事務の効率化、IT導入ですとか事務の共同処理、そういう点でございます。

2 番目は、子供や保護者などいろいろな問題を抱えていますが、難しい問題、学校だけでは解決できないということに対しては、学校問題解決チーム設置するといった点、2 次報告でも提言いたしましたけれども、これをぜひ教育委員会全部が対応できるような、そういう措置をとっていただきたい、5 年以内に設置するといった点を挙げております。

また、先生の待遇を見直して、メリハリある給与体系で頑張っている人を支援する、また、安心して授業ができるように学校の耐震化も進めながら、安心・安全な学校づくりを目指すといった点でございます。

以上でございます。

野依座長 まず、有害情報対策についてご意見はございますでしょうか。

浅利委員 私は、実はこの問題と徳育問題だけは と言う言葉は悪いんですけども、どうしても実現しなければならぬと思っております。あとは専門家が頑張ってくさるだろう。

いわゆる言論の自由に対する介入だとか、通信の自由に対する介入だとか、いろいろなことを言うと思います。しかし、断固やらなければいけません。さっき総理が子供の携帯電話について発言をなさいました。禁止はできないと思いますけれども、この法的措置で有害情報から子供を守るということは強力に進めていただいて。世論は支持すると思しますので、ぜひお願いしたいと思っております。

門川委員 携帯電話の有害情報対策として断固とした法的措置をお願いしたいと思っております。

ただ、次々と新しい問題が出てきます。そういうときに、現場では大変な問題が起こってから事後的に対応していかなければならない。ぜひとも文科行政と厚生労働行政、法務行政、警察行政、そうしたものを一体化して、一元的に課題を的確にとらえて、予防的な対応として、法的な措置など、その都度その都度的確にできる体制を内閣にも、また地方にも、国、地方を挙げて整備していただきたいと思っております。

有害図書の問題でも予防的な対応がとられず、現場、国民の対応が全部後手後手に回ってしまった。それらについてぜひお願いしたいと思っております。

福田内閣総理大臣 すみませんが、これで失礼いたします。

(福田内閣総理大臣 退室)

野依座長 次に、教員養成、教育採用、責任ある学校運営についてご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

渡邊委員 きのうでしたか、日経新聞を開いていましたら、いきなり第3次の原案が出ていまして、私たちが知る前から出ているということで少し驚いたわけでありまして、ただ、おかげさまで客観的にそれらの文章を読むことができたわけでありまして、正直申し上げて、読み終わった後に「一体、何が変わるんだろうかな」と大変不安に思いました。

例えば、特別免許状などを活用した教員採用について2割とここに明示されていても、私は繰り返し言っておりますが、教育委員会はそのつもりはないということで、非常にこの言葉が虚しく感じます。ですから私は、教育再生をするのであるならば、例えば教育免許を国家資格にする、例えばこのことを再生会議で決定し、それだけは現実を変えるとか、先ほど浅利委員がおっしゃったように道徳だけは必須教科にするんだとか、何か1つの現実を変えないことにはこれらのことが、例えば検討するとか言葉が並んでいると、これは結局、何もやらなかったことと同じになるのではないかという非常に強い危惧を感じます。

ここに書いてある2割なら2割をどうしたら実現できるのかということがなければ、この言葉自体は全く現実感がない。教育委員会に関わっている人間は絶対そう言い切りますから。私は教育委員ですが、それはもう絶対言い切りますから。絶対できませんから、何らかの強制力が働かない限りは。その強制力をどうするのかという議論なくして、ここでこれらの文章1つずつをあてでない、こうでもない議論しても全くむだではないかという気がいたします。

門川委員 多彩な問題をよくまとめていただきました。教員の2割は免許がなくても教員として採用するということが、多様な経験のある人が教壇に立たれることは非常にありがたいことだと思います。京都でも、例えばJICA経験者を別枠採用して現場が非常に活気に満ちております。ただ、全国津々浦々での2割採用と、これはちょっと無理だと思います。「目標」ということで、一つの目指す方向とするべきである。この再生会議の答申は最大限尊重してやっていきたいが、社会人教員等の2割導入を全国津々浦々に一律に強制することは難しいと思います。

それから、一番最後の責任ある学校運営ですけれども、副校長、主幹教諭を導入するために、再生会議の答申を踏まえて教育3法が改正されました。これらが非常に有効に機能しなければならないと思っています。法の趣旨を促進するためにも教職員定数の改善等が再三要求されていますけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。

小野委員 確かに教員の2割というのは難しいと思いますが、しかし、これは再生会議で目標をしっかりと示さないと、今でも特別免許状制度はあるのですけれども、ほとんど採用されていない実態がありますから、これはやはり免許状を持っている人たちだけではなくて、いろいろな経験を持った人が社会総がかりで学校を変えるためにも、ぜひ目標としてしっかりと設定して、これをプッシュしていくことが必要だろうと思いますので、そこは

ぜひお願いしたいと思います。

白石委員 もう何度も申し上げているんですけども、この再生会議に求められていることは、こうした各論ではなく、システムをどういうふうにしていくか、「ハウ」の部分ではないかと思うんですね。

校長の在任期間が5年、そして権限強化と言うのであれば、渡邊委員がおっしゃったように、教育委員会が認めなくても校長の権限で、例えば社会人教員を3割ぐらいに増やすということや、予算の執行権をさらに拡大してIT環境を独自で整備するとか、外部スタッフを入れるとか、ここに書かれていることをそれぞれどう有機的に動かしていくかが求められているわけで、こうした平板な書き方では、やはり各論しか見えてきませんので、ぜひそういうシステムティックなまとめ方の工夫を、私も協力したいと思います。最終報告として出して、現場が変わるんだということを強く打ち出せればと思います。

野依座長 さっき渡邊委員がおっしゃったこと、実効あらしめるためにはどう書き込めばよろしゅうございますか。ご意見賜りたいと思いますが。

渡邊委員 私が教育委員会に実際に「どうしたら実行していただけるんですか」と質問したときに、「法律が変わらなければやらない」と。結局、ここで幾ら強く「目標2割」と書いたとしても、それは多分、実行不可能だと思います。

ですから私は、1つでいいから法律を変えて、この再生会議の提言の実効性をあらしめるべきだと考えます。

小野委員 法律改正は、もちろん一番有効な手段なんですけど、それ以外にも、例えば、全国の教育委員会のマップをつくって「この教育委員会は社会人を2割は登用している」と色づけをして国民に示せば、それはやはり強制ではないにしても、インセンティブが働くシステムはまだあり得ると思います。

もちろん法律が一番いいと思いますけれども、難しい分野もございませうからね。

野依座長 他にご意見ございますか。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、時代の変化に合った教育内容のあり方、学校の第三者評価など教育水準保障、そして幼児教育と親の学び、これについてご議論いただきたいと思いますので、事務局から内容を説明してください。

山中副室長

1番目は、時代の変化に合った教育内容のあり方ということで、まずは学習指導要領の弾力化と英語教育の抜本的充実という点でございます。

学習指導要領を大綱化、弾力化して、歯どめ規定などは設けず、弾力的にしようという点。2つ目の項目で、小学校英語に関しましては、例えば5、6年生から週2時間以上やったりとか、中学で習う内容を前倒ししたり、全学年で英語教育をやったり、各地域にいろいろ先進的な取り組みがありますので、これらに歯どめをかけないという点でございます。それからネイティブの講師の積極的な活用、あるいはこれを契機にした中高の英語教

育のコミュニケーション能力強化、これを軸にした見直しといった点でございます。

2つ目は、新しい時代の教育モデルを支援するための大学、教育委員会等によるネットワークの構築ということで、教育院構想という形で提示されておりますが、どうも教職大学院と教育院を混同しがちといったご指摘もございまして、仮称でございますけれども、教育支援ネットワークと名称を変えております。先端知や社会変化、こういうものを反映した教育内容、これを教えられる教員集団をつくっていこうということで、総合大学、教育委員会、学術団体、NPO、企業、こういうところがネットワークをつくって教育支援ネットワーク構想を推進していく。具体的にはそのカリキュラム、教員研修、そして教員養成を連携しながらやろうということでございます。

ここでは企業の参画、教育方法に関しても、既存の教育学の枠にとどまらない幅広い知見の活用といった点を挙げているところでございます。

また、時代に合った教育内容の充実ということで、教育基本法の改正も踏まえまして、主権者教育、環境教育、宗教に関する一般的な教育の充実、また、専門高校の支援、小・中学校あるいは大学、高専等でのものづくり教育といったものの支援を指摘しております。

2番目の柱が、学校の第三者評価などの教育水準の保障の観点でございます。

この点につきましては従来の議論で、まず学校の情報公開、これが第三者評価の基本であるということで、その点を強調して、あと、国はむしろ学校の評価についてのガイドラインを示して、これをガイドラインとしながら、市町村、都道府県が委員会等を設けて第三者評価をしたらどうだろうかという点でございます。この場合、知・徳・体のバランスのとれた指標あるいは児童・生徒の保護者の満足度といった点も加えて、他の学校と比較できるような形で評価するような、そういう点に留意したらどうかという点を挙げております。

次に、教育委員会の評価でございますけれども、まずは教育委員会そのものがその役割と責任を自覚して、しっかりと説明責任を果たす、ここを強調するという点で、その評価につきましては、国がチェックリストのようなものを示して、各自治体の行政評価、議会、住民による評価、こういうものを促す。2次報告でもございましたけれども、国も公教育マップといった形でそれぞれの都道府県、市町村の取り組みを示して、それによってそれぞれの地域でのインセンティブを働かせていこうということを指摘しております。

最後に3ページ目でございますけれども、幼児教育と親の学びという点で、幼児期からの生活習慣の確立や情操教育の重視、そのために諸科学を活用した形での専門的な検討という点をまず掲げ、将来的な幼児教育の無償化を目指した5歳児から、あるいは2人目の子供からといった段階的な導入。また、現在、認定こども園といったものがつくられておりますし、保護者の経済的負担の軽減、これもさらに進めて、将来的な幼保一元化についても検討を進めるとしております。

また、若い親、親になろうとする人の親の学びを支援する相談機能等の充実、また、子供が小さい間は家族で夕食を囲むことができるようなノー残業デーとか、あるいは授業参

観に行ける学校行事休暇といった点、世の中全体で子供の教育を支えていこうという点を指摘しているところがございます。

野依座長 まず、時代の変化に合った教育内容のあり方について、ご意見をいただきたいと思います。

陰山委員 先ほどの件ともちょっと絡むんですけれども、社会人を対象とした短期の免許取得コースという場合に、どのような先生を採用するのかというところがすごく気になるんですね。今でも、社会人でも通信教育で免許を取得して教師になってくる先生は結構たくさんいらっしゃるんですね。それぐらいハードルを課しておくことによって、ある程度、腹をくくってこられるから、それなりに活躍もしてもらえる。

ただ、この短期というのが二、三カ月なのか1年なのかわかりませんが、例えば、民間でやってきた技術を生かして理科教育の専門家として教育に入っていくというイメージであれば、それは私はいいなと思うんですけれども、例えば小学校教員は全教科持ちますし、かなり人格的な面もありますし、最近のいわゆる性的な嗜好の問題もありますので、かなりこれフィルターをかけなければいけないと思うんですね。

現実問題、私も社会人の人を学校に招き入れてトラブルを起こした事例を知っていますから、今、いろいろな形で入ってきていてもトラブルが起きているんですね。そこら辺で、この社会人を入れるところについては、私はかなり精密な制度設計をしていただきたいと思います。

門川委員 小宮山委員、陰山委員とともに教育院構想を提言させていただきました。今日の報告案では、「教育支援ネットワーク」となっています。趣旨は同じことだと思いますが、せめて「教育支援コンソーシアム」にさせていただいた方がインパクトがあるのではないかということが1点であります。

それから、先ほど社会人からの教員採用を2割という話がありました。それは、例えば団塊の世代の定年退職者、技術者が教員免許を取らなくても、特別免許状を取る。そのためには、やはり最低限の教育の専門家としてのものを、その人に応じて学んでいただいて、特別免許状を持って教壇に立っていただく、そういう趣旨だと思います。

今、小宮山委員とも話したんですけれども、社会人だけではなしに大学院生などもありますので、「社会人等」としていただいた方がいいのではないかと。

そして、大学院で勉強した人が教員免許を取るために教職課程で何十単位も取らなくても理科の先生になれるとか、そのようなことに道を開くということで、陰山委員がおっしゃることの趣旨も十分理解した上で、民間人あるいは多様な人材が教壇に立てるシステムとしての機能を働かせていくことが重要であるという趣旨でございます。

中嶋委員 2つあるんですけれども、1つは、前回ちょっと幼児教育のことでスズキ・メソッドのことにも言及し、町村長官がバイオリンを習われていたことも知ることができて、思わぬ一つの発見だったんですけれども、情操教育のところはかなりよくしていただいて、大変ありがたいと思っています。特に脳科学とか最近の社会科学などの科学的知見

も活用して子供の幼児教育をとという点は、大変ありがたいと思います。

もう一点は、英語教育のところなんですけど、これを見ると、一見かなり積極的に英語教育に取り組む方法が出てるように見えるんですね。しかし、今、中教審の方は、私もこの間まで責任者だったんですけども、学習指導要領の改訂に向けて、小学校の5、6年に英語教育を入れる。ただし、それは教科としてではないんですね。したがって、私としては、教科として入れるかどうかはものすごく大切な問題で、教科として入れることになると教科書、特に教科書は非常に重要だと思うんですね。

したがって、この議論を進めるとまた際限なくなるんですけども、まず文言としては、英語教育の「抜本的充実」ではなく、やはり「抜本的改革」なんです。充実というのは今まで何回もやられてきたけれども、改革できないから依然として英語教育の指導方法が改善されない、そして、一方ではイメージ教育等がかなり進行していても、それになかなかついていけない。したがって、ここは「充実」を「改革」としていただけるとありがたい。

もう一つ、2番目の点なんですけども、「全学年で英語教育を教科として実施することなど」と。これを書いても、一方では文部科学省も指導要領の改訂もあったり、そう簡単にそうならないのですが、我々の姿勢としては、少なくとも「教科として」と入れておかないと、この間、英語教育に関するEUのことも紹介しましたが、アジア諸国はみんなもう教科としてやっていますから、その言葉は1つぜひ入れていただきたい。

そして最後の項目ですけれども、「コミュニケーション能力の強化を軸に、見直しを行う」というところに、もし上に「抜本的」を使うのでしたら、やはり「抜本の見直し」を行わないと、依然として日本の中・高校の英語の先生の大部分は文法主義者ですからね、コミュニケーション能力としての英語教育に入っていくんですね。そういうことを考えると、単なる見直しではなくて、やはり指導方法そのものを抜本的に改善することと、それについての国際的な体験はものすごくありますから、そういうことを学んでほしい気がします。

浅利委員 また徳育の問題で申し訳ないんですけど、学習指導要領に徳育問題はしっかり入るんですね。そうしていただきたい。学習指導要領が実際問題として教育の現場に強い影響を与えていますから、ここに徳育問題をしっかり入れていただかないと困る。それを是非お願いいたします。

渡海文部科学大臣 この会合は、私は出席してもご意見を聞くことに徹するのがいいんだろうと思っておりますが、今、学習指導要領のお話が出ました。

今の方向では、この徳育の問題はしっかり入ります。

ただ、先生がさっきおっしゃった、ここは私は実は余り言葉にはこだわらないんですけど、教科にするかしないかといった議論は、非常に幅が広いんですね。通常、文部科学省で「教科」と呼んでいるのは、これは小野さんの方がよく知っているかもしれないけれども、教科書と、その他、担任がしっかりやるということと、評価をするということなんですね。

そういうことを言った、実は単に言葉の問題にしかならないわけなんです、多分、今、一番これから議論になってくるのは、教科書をどうするかということだと私は認識しております。それは教科として入るか、入らないかという問題もあります。しかし、時間はちゃんととります。週1コマでありますけれども、とろうということになっております。

この教科書について、これは大変難しい問題だと思うんですが、本当に検定になじむのか、なじまないのか。私の意見をあえて申し上げれば、別のことを考えていただかないと、就任してからこの2カ月半、検定問題で随分苦労してまいりましたから、基本的には今の検定制度では、恐らく道德の教科書は検定できないと考えております。単に専門的に、そして学術的に、間違いがあれば変えるということだけしか今、やっていないわけですから、その記述の問題等はかなり自由な選択ということをやって、そして教科書を充実させるというふうな形が今の中教審の議論だと承知いたしております。

ですから、教科書のイメージがあれば、この第2次答申にもいろいろ書いてございます。いろいろな説明も受けておりますから、そういったところはちょっとしっかりとご意見をお出しただいて、これはやれる、やれないは今、私は保証はできません。文部科学大臣が勝手に「それはいい、やりましょう」といってやれるものではないと思います。

少し長くなりましたが、今の状況をご報告させていただきました。

先生の方から教科書というお話がありましたから、ぜひ、どういうことでやったらいいのか、検定制度そのものも、私は全体としては少し検討していこうとは思っております。これは道德ということではなしにですね、いろいろな問題が起こりますから。その辺もよく議論していただければありがたいと思っています。

小野委員 大臣、ありがとうございます。私も資料を差し上げてございますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。一番最後のところに私の意見を出しているんですが、その2枚目をご覧いただきたいんでございます。

大臣おっしゃること、もっともだと私も思うんでございますけれども、真ん中辺の項目で書いてございますように、教科書検定が難しいということ、よくわかるんでございますが、学習指導要領の中身をきちんと教えるためには、やはり教科書をぜひつくってほしいと私は思っているんです。もちろん地方がよい教材をつくっているということも聞くんでございますけれども、やはり徳育というのは本当に大事な教科でございますので、国が検定した教科書がない状態で本当にいいんだろうか。道德の基本を教えるというのは、やはり国家の責任ではないかと私は思うんです。

今までの検定とは違った形で、バランスのとれた教科書検定の基準をつくるようなご工夫を検討していただいて、直ちにというのはなかなか難しいと私は思いますけれども、ぜひ課題として取り組んでいただきたいというのが1点でございます。

それからもう一点、英語についてでございますが、ALTを終えた良い方を正規の教員に採用して、英語教育を変えていただきたいと思います。

品川委員 先ほど渡邊委員から法律を変えた方がいいというご発言がございましたが、

私もそれについて申し上げたいと思います。全く同感でございます。

先ほどは、後で発言できるかと思っていたものですから、少しタイミングを逸したのですが、先ほどの学校問題解決支援チームの全教育委員会での設置、それから第三者評価とか教育水準保障についてですが、これらはいずれも現行の法制度の中でできることでございます。ですが、学校問題解決支援チームは、親権が強いという現実の前には、結局、弁護士さんら専門家の方がいらしても相談するレベルで終わってしまいます。行政執行権がない以上、相手の善意を前提にするしかなく、例えば虐待や要求が通らないと子供を学校に通わせないなどというような保護者の前では効果は決して強くないのです。そのときに権利侵害されるのは、教師ではなく子供なのです。

そこで、大変恐縮ですが、今日は私と門川委員の方で簡単な資料を提出させていただきましたので、少しだけその説明をさせていただきます。

結局、教育問題を小学校、中学校、高校、大学と教育機関の範囲だけで考えますと、どうしても見落としてしまうことがあります。それが学校という所属がなくなったあとや卒業後の子供・若者たちの存在です。お手元にご紹介しておりますのは、平成18年度の厚労省の委託研究からのデータですが、職業的に自立できない、社会参加できない20代、30代の若者たち、つまり就労困難者の55%が学校時代にいじめの経験があり、57%が学校不適應を起こした経験があることがわかっています。だからこそ、国が若者の就労支援に力を入れているとおっしゃると思うのですけれども、そこで支援される内容と実際にどれくらい彼らの就労が安定しているのかを検討しなければなりません。私が取材するかぎりですが、彼らが就きたいような仕事には既に大卒や高卒の若者たち、あるいは外国の方が就いており、ハローワーク等で紹介された仕事にはなかなか安定できないでいるのです。ではなぜ就労困難かという点について、ある研究者が調査したところ、「字を書くのが苦手」「人と関わるのが苦手」など、本来学校で鍛えられるべき基礎的なスキル、基礎基本ですね、に苦手意識を持っている人が少なくないことがわかっています。だからこそ、いじめや不登校を教育レベルで検討するのでは不十分なのです。いじめや不登校、学校不適應の放置は、その子供の成長発達権の侵害であり、将来、社会的な自立を困難にするリスク要因を学校で作っていることとなります。その意識を、教育関係者や保護者は持たなければなりません。でも、実際、各地で取材したり講演したりしておりますと、こういった事実、つまり、学校でのいじめや不登校が将来の社会的自立を阻む大きな要因になるということをほとんどの教育関係者はご存じないのです。だから管理職が「うちには不登校児は何人いますけれど、うち何人は小学校のときからですから」「不登校児は何人いますが、親御さんに課題があったりしますし」などとおっしゃるのだらうと考えております。

ですから、こういった子供たち、若者たちのしんどい状況を変えるために、有害情報対策と同じレベルで、法律を変えるということを含めて、若者や子供の権利を確実に保障し、侵害されたら回復できるような法整備とそれを監督する一元化した窓口が必要です。ぜひ第三次報告には、100%子供たちの視点に立った、総合的な支援を確実に行う法的措置

の対応を進めるといったことを盛り込んでください。今、着手しないと、本当に5年後10年後、子供たち若者たちは大変なことになると思います。生まれた環境や気質的なもののせいで機会が奪われないよう、奪われそうになったら確実に国が子どもたちを守れるようにしなければならぬと考えます。以上です。

白石委員 今回の提言もそうですけれども、私は、やはり地方分権の時代、地方の自主性はとても大事だと思うんですね。全体を通してかなりよくなっていると思うんですが、例えば教科の内容の中でも、ものづくりも大事なんですけれども、やはり各学校現場が考えて、それを実践に移していく。「こうだ」と国が決めるのではなく、より進んで取り組みをしているところをより進め、少しスピードが遅れているところはボトムアップしていただくというような書きぶりが必要だと思います。

先ほどの先生の問題も、私は、現行の教員養成課程の改変も非常に重要だと思いますし、社会人を入れるのであっても、事後チェックをきちんとやれば問題ないのではないかと思います。そこが機能していないから変な先生が入ってくるわけで、事後チェック体制とあわせて、ぜひ書き込んでいただければと思います。

渡邊委員 大臣に1つお願いしたいんですが、結局、今まで週1の道徳というのはあったわけで、それが十分ではないということで、日本人のモラルが非常に崩れてしまっている現状の中、私も最近、教師という方々と随分お付き合いするようになったんですが、教師という人種はとてもまじめな方々で、この方々は何かしらの強制力があるとしっかりと仕事をする方なんです。ですから私は、これを教科にすることによって全く違った世界が生まれてくると信じます。

ですから、週1あるんだよということではなくて、ぜひ教科にしていいただきたい、これはお願いしたいと思います。

(渡海大臣退室)

野依座長 徳育の問題がたくさん出ておりますけれども、私からは理科の問題を少し述べさせていただきます。

先日、OECDのPISAの結果が発表されました。我が国の理科の学力の後退、これはもうひどいものでありますけれども、そのこともさることながら、科学に対する興味が大変減退しているということと、科学関連の職業を回避する傾向にある。これはやはり大変深刻だと思っております。

実は日本は2009年に生物オリンピックをやります。それから、2010年には化学オリンピックを主催することになります。もしこれが成功しましたら、失地回復の絶好の機会になると思うんです。しかし、もし国民が注視する中で低調に終わった場合どうなるかということです。このときのネガティブなインパクトはすごく大きいと思うんですね。「今日からオリンピックが始まりますよ」みんな見ていますね。そこで成績が悪かったら、もう青少年はうんと自信を失うと思いますし、近未来の我が国の産業技術の水準は大きく後退すると思うんですね。

数学あるいは自然科学というのは、人文科学、社会科学と違って普遍的な分野なんですね。私もかかわっております化学オリンピックの多くの関係者も、教育内容の希薄さと教科書の劣悪さ、これにはもう呆れているわけです。また、日本学術会議も今年6年に指摘いたしましたように、教師の科学的素養の低下、これも目を覆うものがあるわけです。ですから文部科学省と教育界は、今回のPISAの調査を理科教育の抜本的な改革の機会ととらえていただきたい。

そこに提言を添付してございますけれども、ぜひとも早急に、世界水準の質と幅を持った理科教育を施していただきたい。そのために、理科の教科書の全面的かつ本格的な充実

あ、充実では弱いんですね。改革に着手していただくように提言に盛り込んでいただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

陰山委員 野依座長の意見に全面的に賛成します。私は、どうせだったら部分的に、理数科についてはもう検定を外して、もっと独自のものを提起して実験的に行って見て、そしてそれを採用するぐらいのことをやっていいと思います。そうしないと、とても間に合いません。

それから、道德の問題について言うと、逆に私、検定をして教科書を決めることによって、年間35時間の教科内容が決まるわけでしょう。かえって私は硬直化するのではないかと思うんです。むしろ今あるものの中で、こういうものがいろいろ出てきていますから、かなり使っているし、現場段階に対する意識がちょっと私、違うと思うんですけれども、かなりやっていますよ、本当に。そのところが、やっていてもうまくいかないというのは、先ほど福田総理がおっしゃったとおり、環境の問題ではないですか。余りにもネガティブな情報が子供たちにシャワーのごとく来る中で、例えば「いじめをしない」ということにしてみても、子供たちにきちっと言ったとしても、卒業した途端に「一般社会ではいじめはある」と平気で言って、これをなくそうという運動は全く起きていないじゃないですか。ちょっとここのがね、大人社会と子供社会のダブルスタンダードを何とかした方がいいのではないかと思います。

野依座長 いろいろご意見いただきましたけれども、時間がございませんので、これで打ち切らせてください。

門川委員 今の小学校の教員は、音楽も体育も算数も全部教えている。だから、少なくとも小学校高学年で理科の専科教員というのは絶対必要だと思います。

野依座長 私も賛成です。

それでは最後に、学校の第三者評価など教育水準保障と、幼児教育と親の学びについてご意見をいただきたいと思っております。ございませんか。

ございませんようです。活発なご意見をありがとうございました。

本日いただきましたご意見を参考に、今後、内容を整理いたしまして、運営委員会でも打ち合わせをいたしました上で第3次報告の案を作成したいと思います。

それでは次の議題、第3次報告の構成・総論案についての議論に入りたいと思います。

本日は、これまでの皆様のご議論を踏まえまして、運営委員会で整理した上、第3次報告の構成・総論案を作成しておりますので、それについてご審議いただきたいと思います。

なお、この構成・総論案についても部外秘とさせていただきます、会議後、回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から構成・総論案について説明してください。

山中副室長 「社会総がかり教育再生を」第3次報告の構成・総論案というものでございます。

運営委員会でご議論いただきました今までの皆様方のご議論を、7つの柱として示したものでございます。

7つの柱ということで、1つは「学力の向上に徹底的に取り組む」

1次報告からやってまいりましたけれども、しっかりとした学力をつける。未来を切り拓く学力の育成ということでございます。全国学力調査、PISA調査を徹底的に検証して、指導方法を改善し、学力向上に生かす。6-3-3-4制の弾力化により、伸びる子は伸ばし、時間のかかる子には丁寧に指導する。小中一貫、飛び級等でございます。英語教育の抜本的充実、大学と教育委員会のネットワークにより大学の英知を教育の改善に生かすという点でございます。

2本目の柱「徳育と体育で健全な子供を育てる～子供たちに感動を与える教育を～」

徳育を教科とし、感動を与える教科書をつくる。運動、食育、生活習慣が一体となって体力向上とスポーツの振興を図る。体験活動により子供の心と体を育てるということにしております。

3本目の柱として「大学・大学院の抜本的な改革」

世界トップレベルの大学・大学院をつくる。大学・大学院教育の充実と成績評価の厳格化により、卒業生の質を担保する。学部の壁を破り、学長のリーダーシップにより国立大学法人の徹底したマネジメント改革を進める。学長、学部長選挙等でございます。国際化、地域再生に貢献する大学を目指す。大学・大学院の教育研究、地域貢献等の適正な評価と配分。高等教育への投資といった点を挙げております。

4本目の柱は「学校の責任体制の確立」

頑張る校長、教員を徹底的に応援する。学校のマネジメント改革を行い、校長がリーダーシップを発揮できるようにする。子供の教育に専念できるよう、教員を応援する。事務体制の充実等でございます。

5本目の柱は「現場の自主性を生かすシステムの構築」

情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いるということで、学校の情報をできるだけ公開し、地域の評価、参加により学校の質を向上する。また、適正な競争原理の導入により学校の質を高める。バウチャー的な考えを取り入れたモデルシステムの実施等でございます。また、多様な分野からすぐれた教員を大量に採用し、学校を活性化

させる。教員の適正配置、教育効果を高めるという点でございます。

6つ目の柱が「社会総がかりでの子供・若者・家庭への支援」です。

青少年を健全に育成していく仕組みと環境をとということ、子供、若者、家庭に対して教育、福祉、警察、労働等の連携システムをつくって総合的に支援する、地域での窓口の一元化、国レベルでの体系整備、有害情報から子供を守るため、すべての子供の携帯電話にフィルタリングをかける。最後は、幼児教育を充実する。子育て家庭、親の学びを地域で支援するといった点でございます。

最後に7本目の柱として「教育再生の着実な実行」

動き出す教育再生、具体の動き、教育は100年の大計で、効率化、メリハリをつけつつ、しっかりとした投資が必要。そして最後にフォローアップを掲げております。

各論案につきましては、これは本日ご議論いただきましたものはそのままでございますが、前回のご議論を踏まえて若干修正した部分がございます。これが詳しい内容でございます。

野依座長 この構成・総論案についてご意見ございますでしょうか。

門川委員 多様な意見をおまとめいただいて大変だったと思いますが、お願いしたいことの1つは「教育バウチャー的な考え方を取り入れた」というところ。この「バウチャー」という概念自体が非常に曖昧であり、定着した定義がなく、混乱を招くと思います。

競争原理の導入そのものを否定するわけではありませんが、わざわざここに「バウチャー的な考え方を取り入れた」という形容詞は要らないのではないかと。かつてこの場で「バウチャー」という言葉は誤解を生むから使わないでおきましょうという中嶋委員の話があり、おおむねのコンセンサスができたのではないかと。その言葉を外してほしいと思います。

もう一つは、品川委員とともに提言させていただきましたが、6の子供、若者、家庭に対して教育、福祉、警察、労働等の連携システムをつくるというところ。非常にありがたいです。「少年家庭・教育労働省」といった提言もしたり、特別立法もお願いしました。そこで、これらを実効あるものにするために、やはり特別立法で法的な手だてをきちっと打っていただく。そして国において省庁の縦割りを排して、関係省庁がきちっと連携を持って一元的な対応をする。同時に、国の出先機関、地方の出先機関が連携して地方自治体の取り組みに協力することを義務づける。あるいは、大きな問題になりますが、個人情報共有するというのをきちっとこの中に法的に位置づけてもらう、それからアドバイザーなどを養成していただく。こういうシステムがきちっとあれば、有害情報の問題も携帯電話の問題ももっと早期に対応できたのではないかと。現場で、見えないところでいっぱい起こっている問題、これからAIDSの問題があります、薬物の問題があります、あるいはひとり親家庭、虐待の問題、それらに法的な根拠を持って対応できるような特別立法をお願いしたい、そのことを書いてほしいと思います。

品川委員 今の門川委員のお話に少し付け加えさせてください。私も、6番の「社会総がかりでの子供・若者・家庭への支援」のところを細かく書いていただいて、大変ありが

たく思っております。

ですが、ぜひもう一步踏み込んでいただきたく思うのです。ぜひ、子供と若者の総合支援のための立法をするということを第三次報告にはっきりと打ち出していただきたいと思っております。

先ほど総理が「自立と共生」とか「強さと自立の精神を育む」とおっしゃいました。全くそのとおりだと私も思っております。ただ一方で、保護者の経済格差や地域格差、環境格差が子供たちの間の教育格差を生み、いじめや不登校などの学校不適應が子供や若者の社会的自立を阻む大きな要因になっているという事実が確実にあるわけです。親のワーキングプアが子供に引き継がれていく。そうすると、子供は高校に進学する前に、もう夢や希望を失ってしまっているという現実もあるのです。

英国では「エブリチャイルド・マターズ」という白書が出てから、ブレア政権のときに教育予算が倍増されました。それで法律が整備されて一気に国が動いたんですね。そういった子供の生まれや育ちというような環境、あるいは持って生まれた気質的なものに左右されずに、すべての子供の成長発達や社会的に自立する権利、市民として生きる権利を保障する法律を作った。それさえあれば、虐待問題もカバーできますし、有害情報問題もカバーできますし、理不尽な親や問題教師についてもカバーできます。要は、子供や若者の視点に立った総合立法がわが国にないがゆえ、従来法が想定していないところにいる子供や若者たちが支援・指導の隙間に落ちて込んでいってしまうのです。だからこそ、第三次報告では、子供と若者の視点に立った法律を作るべきだとぜひ明記していただきたいと思っております。

白石委員 バウチャーに関して1点だけ申し上げたいと思います。

門川委員とこれを議論していますと365日ぐらい平行線ではないかと思うんですけれども、当初、この分科会ないし合同分科会での結果を発表するときに、「バウチャー」という言葉を使いますといろいろ憶測を呼ぶ。定義が定まっていなくてこの言葉を用いないようにして検討しようということは、みんなで意思確認をさせていただきました。

ただ、「学校選択制と児童・生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」と言っても、既に学校選択制は閣議決定されておりますので、これで何が変わるかがわからないということで、運営委員会を経て、小野委員と私からもペーパーを出させていただいて、今後、モデル事業をやりますので、日本版バウチャーについて、モデル事業の中で定義を含めて検討していこうと。そうしないと、現行制度の何がどう変わるかわからないということで、運営委員会を経て、この文言をここに取り入れさせていただいた次第でございます。定義、概念含めて、モデル事業の中で検討していくということでございます。

海老名委員 繰り返すようですが、浅利委員がおっしゃったように、私は道徳が絶対的に必要だろうと思います。道徳は「情」の基礎だと思います。道徳を学んでこそきちんとした親になるんだと思うんです。戦後、道徳がなかった時代に育った人たちが、今、親でございます。ですから子供たちの問題が起きているのでございます。ですから、今こ

ここで道徳を復活させなかったら、日本の国は危ないと私も思います。ぜひ道徳は復活してほしい。願っています。

それからもう一つ、学校を視察して歩きました。教え方が上手な先生だと生徒が集中して勉強しております。向学心が全然違うんですね。ですから、先生らしい教師、立派な教師が出てほしいなと思います。ですから、先生にも学んでほしい、そんな思いがいたします。

渡邊委員 先ほども申し上げましたが、やはり徳育のことで。

例えば、ここでは徳育を教科にしているわけですが、先ほどの大臣のお話を聞いていると、多分何かしらの圧力なり何かしら違う勢力があって、多分できないんだろうなというふうに感じます。

また、ここに書いてあるメリハリのある給与体系、これは私も教育委員会の場でさまざまな形で言っているんですが、やはり最終的に公務員法のところにかかわってしまってできないということで、メリハリと言っても今、ほとんどもう、本当にミリ単位レベルのメリハリですから、大きなメリハリができないということも法律の問題であります。

あと、例えば大学入試の考え方につきましても、恐らく何か仕組みとかシステムというところに踏み込んでいかないと現実にならないのではないかという危惧がどうしてもしてしまいます。ですから1つでいいですから、お願いですから、今までずっと頑張ってきましたから、1つでいいですから何か現実を変えていただきたい。「それは、これだよな」という合意がとれたらうれしいと思います。

小宮山委員 大変ご苦労さまでございます。

私は、日本で何ができるか、社会総がかりでの教育 教育というのは学校だけではない、社会全体が教育機関でありますので、その中で一体何ができるのか、何をやったらポジティブに働くかという立場でずっと話してきております。その具体的なものが教育院の提案です。今、大きな仕組みがあって、このどこかをがらっといじれば日本の教育が変わる、というのはとても危険過ぎる話です。日本の教育は、国際的に比較してそんなに悪い状況にあるわけではありません。もちろん理想的にしているわけではありませんけれども、そこで、現行の大きなシステムの横に、少し軽いシステムをつくって様々な「試行」を行うしくみを作る。そこに総合大学がコミットして、教員の多様性を高めたり理科教育の、さっき専科教員とありましたけれども、そんなことにも対応していくといったシステムを提案しているわけです。

先ほどおっしゃったように、私も「コンソーシアム」の方がいいような気がしますが、そこに関しては大変よく書いていただいていると思います。ですが私、この大学のところ、やはり自分がマネジメントにまさにコミットしている人間として、3の大学・大学院の抜本的な改革というあたり、これを各論案と一緒に見ているんですけども、私は、この中で議論されていない話が出てきていて、正直驚きました。これはどこで議論したのかなという感じですね。

これは書き方を変えないといけません。認識にも大分間違いがありますよ。大きな流れで言うと、国立大学は法人化したんですよ。それで今、4年目に入っております、各大学随分いろいろやってきているところで、例えばこれは運営費交付金の話なども出ていて、運営費交付金を評価を反映して決めろといったことが書いてありますが、それはもう前提ですよ。評価をしてうまく配分するというシステムになっている。だけれども、その評価を一体どうするのかはまさに今、あちこちで議論しているところです。ちょっとこれは現状認識から外れる。

それから、大学院に先生が行って、学部の壁を超えて教えるというのは、まさに大学院の重点化というのがそういう考えで、現実すでに動いていることです。

また、確かに、学長の選び方にいろいろ問題はあるでしょう。いろいろ御異存がおりなのはよくわかりますし、私も今の制度が一番いいと思っているわけではありませんが、これはどこの国も今、困っている話です。国立大学の学長選挙をやめる、と書くのは、勢いはいいけれども、じゃあどうするんですかという議論を今、しているところです。それなのに今、こういうことを書くことが妥当なのか。選挙をするとどうで、招聘したらどうで、という根拠も必要です。招聘したところもたくさんあるわけですから、韓国でも招聘しましたね。それで今度、お帰りになりましたよね。「学長選考会議の責任で適任者を登用する」本当にそれで世界の大学がうまくいっていると思われるんですか。

今のシステムが最適でない、だから変えろという、その変える方向を探しているところです。ですからそこら辺を反映した書き方をしないと、本当に大事なことが書いてあるのかどうか。どこかには、学部単位で経理を公開せよみたいなことも書いてあるんですよ、今、資料をべらべらしながら見ているのでとても全体の責任は私、持てませんけれども、書いてあるんですよ。そんなことが教育再生で書く根本的に重要なことなんですかと言いたいわけです。

やはり思いつきで書いたら、この報告書全体の信用にかかわると思いますよ。だから余り細部にわたって言うのではなく、例えば書き方として「日本にふさわしい国立大学法人のマネジメント改革に資する仕組みを構築する」とか。そどういう仕組みがふさわしいのかは今まさに検討しているんですから、それをどう取り上げてどう書くのかというあたりはもう少し慎重にしていきたい。運営委員会の中でのみ議論したようなことを書くのでは、私は責任持てません。

もう一点。初等中等教育に関しては、国際的にそれほど実はお金の投入額が少ないわけではないんですよ。だけれども高等教育に関しては、もう徹底的に少ないんですよ。そのことを再三再四言っているにもかかわらず、それはどこに書かれるんですか。私は今日この資料を持ってきておりますが、細部をやるときにお話しした方がよろしいですか。

野依座長 その方がよろしゅうございます。

小宮山委員 私は、教育再生会議で書くことは大括りなことであるべき、と思うんですよ。この大学・大学院改革に関しては、私は何でもかんでも思いつきで書いているような

気がします。

陰山委員 同じようなことで、このバウチャーについてももう既にやっているところがあるわけです。モデル事業として実施するというのではなくて、もう実際にやっているところがあるわけですから、そのところで本当にうまくいっているかどうかきちっとチェックして、そして広げていくなり広がっていきなりいいと思うんですけども、実際問題そういう空気になっていないというのがね。要するに、他の地域が本当にやる気がないのか、それとも本当に所期のような成果が上がっていないのかきちっと明示しておかないと、「あんな制度を広げるの」ということになって困るわけですね。

そういう点では、やはり実証性というのは物すごく重要だろうと思います。

品川委員 先ほど資料を頂戴して大急ぎで目を通しただけですので、もしかしたら私自身が見落としているのかしれませんが、過去に何回も申し上げていることですが、今、既に行われているモデル事業が具体的にどういう成果があって、どうなっているのかという分析をしてから提言が必要だと考えております。これは小宮山委員も陰山委員も過去におっしゃっておられたことだったと記憶しておりますので、ぜひそのことを明確に打ち出していきたいと思えます。

学校選択制についてもそうですし、英語教育の導入についてもそうです。どこがどういうことをやって、それにどういう結果が出て、どういうメリットがありデメリットがあることを踏まえたうえでこういった提言がなされているのが曖昧なままでは、読み手にはただ盛り込んだだけ、と受け取られてしまうのではないかと危惧いたしますのが1点です。

それから、少し細かいこととなりますが、これは2次報告のときにも1次報告のときにも申し上げたことなのですが、この「伸びる子は伸ばし、時間のかかる子は丁寧に」という表現が、私としてはどうしても気になります。「時間のかかる子」という表現は、その子の努力が足りないのか要領が悪いのかわかりませんが、なんらかの学びにくさの原因を子供側に置いているように私には受け取られるのです。そうではなくて、すでに科学的に、一人ひとり認知と学習スタイルには多様性があることがわかっているわけで、「時間のかかる子」ではなく、教え方の課題なわけです。ですので「個々の才能を伸ばす」「個々の才能に応じて指導する」といった書き方をする必要があります。要はteaching disabilityにならないように、教える側の意識改革が必要なのです。それに、伸びる子は伸ばし、時間のかかる子 では、じゃあ私は時間のかかる子なのかというようなセルフ・ラベリングにもつながってしまいます。そういう社会不適應を起こすリスク要因につながらない表現に心がけていただきたいというのが二点目です。

もう一点は、英語教育のところでは1番目の項目の中の3番目のところに「日本語での対応、意思能力にも配慮する」と書いていただきました。ありがとうございます、いつも私がつこく申し上げていることですので、ありがたいと強く感じ入っております。

ただせっかくですのであと少し踏み込んでいただけませんか。英語教育を導入するときにカリキュラムについて検討する必要があると思えます。先ほど中嶋委員もカ

リキュラムの話をしていただきました。ならばこそ、同時に日本語でのコミュニケーションや対人関係、問題解決能力などのスキルを訓練する必要もがございます。これは論理的思考のできる、たとえば法律学や哲学、倫理学などを学んだ人が教える必要がございます。そういった点につきましても、英語教育について触れるのであれば同時に打ち出して、「英語に力を入れると同時に日本語能力にも」といったことを、ぜひ書いていただきたいと思っております。以上です。

野依座長 時間でございます。本日いただきましたご意見を踏まえて、第3次報告の構成を検討してまいりたいと思います。

野依座長 それでは、3会議の委員の方が入室されますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

(3 会議代表者 入室)

野依座長 それでは、大学・大学院改革についての合同審議に入ります。

まず、各会議の代表者をご紹介いたしたいと思っております。

経済財政諮問会議の伊藤隆敏議員です。

伊藤議員（経済財政諮問会議） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

野依座長 総合科学技術会議の相澤益男議員。

相澤議員（総合科学技術会議） 相澤です。

野依座長 規制改革会議の福井秀夫委員でございます。

福井委員（規制改革会議） 福井でございます。

野依座長 本日はご多用のところ、大変ありがとうございます。

大学・大学院の教育改革に関して、率直な意見交換をさせていただければと思います。

それでは、まず事務局から、これまでの議論の整理の素案のうち、大学・大学院関連部分について推移を説明していただきたいと思っております。

山中副室長 これまでの議論の整理ということで、大学・大学院改革関連部分というものでございます。

1番目の柱は、大学・大学院教育の充実と卒業生の質の担保という観点で、1つの観点は、大学・大学院教育の充実ということでございます。9月入学の推進、また、学部段階での教育の重視、社会人基礎能力といったものの獲得、大学の卒業認定の厳格化や、卒業に当たっての学力試験といった点であります。また、大学院については質の高い学生を確保するという点で、定員を充足することには余りこだわらないといった点、あるいは高専の専攻科卒の大学院への入学資格といった点でございます。産学の連携あるいは大学院における英語教育の充実といった点を挙げております。

また、大学入試についても議論したところでございますけれども、大学全入時代、いかにして入学時点での質を確保するか、あるいは高校以下の教育に与える影響、こういう点も多いので、今後とも十分国、関係機関において慎重な検討が必要ではないかということ

でございます。

中でも大学入試センター試験の資格試験的な取り扱いを含めた活用、国立大学について入試日の問題、入試日分散や文理区分といった点について、国立大学等や関係団体での検討。また、基本的には高校での卒業認定の厳格化というところが学力担保の大きな点ですけれども、卒業段階での学力試験の実施等を含めた方策について、国においてもさらに検討が必要ではないか。

現行の高卒認定試験につきましては、この合格証を高卒・高卒認定試験合格にすることとか、あるいはその科目の弾力化といった点も必要ではないかという点を指摘したところでございます。

2番目が、特に国立大学法人についてのマネジメント改革ということで、国立大学法人の徹底したマネジメントの改革、学長が大学運営について最終的な責任と権限を負うということで、明確な理念、ビジョンを持って全学マネジメントを行うことができるような学内体制の構築、学長選挙の問題等が記されております。

また、国立大学における学部の壁を超えた、柔軟で効率的な教育指導体制の構築ということで、既存の学部の壁を打破した教養教育、専門基礎を可能とするような学部の再編等の取り組みの推進といったことを挙げております。

また、それぞれ国際化、地域再生への大学の貢献ということで、国立大学の再編・統合ですとか18歳人口減少を踏まえた定員の縮減といった点、真に国際化、地域再生に貢献する、公立大学についても同様ということでございます。

大学・大学院の適正な評価と資源配分ということで、これは2次報告のところでも指摘したところですが、必要な施策について、できる限り効率化を図りつつ、適正な評価に基づき真に実効ある分野への選択と集中により必要な予算の確保、基盤的経費については確実に措置ということでございます。

国立大学の運営交付金の配分、次期中期目標期間ということですが、厳格な評価に基づいた配分が不可欠ということで、研究、教育、地域貢献、改革の実施の状況、こういうものについての配分ルールを作成していこうという点でございます。効率的な資源配分に資する評価体系、情報公開、地域貢献、取り組みへの評価といった点を挙げております。

中嶋委員 さっき小宮山委員から若干異論があったことを反映してか、今、一番重要な、我々プロジェクトXでさんざん議論してきたことを「大学のマネジメント」と略してしまっただけでしょう。略さないで、我々の前半はこうだったときちゃんと説明いただきたい。学長選挙の廃止、学長の招聘、公募を推進し、学長選考会議による学長選出とか、学長による学部長人事の掌握、学部長選挙の廃止、他大学出身者の任用、それから全学的なカリキュラムの編成、こういうところはちゃんと読んでもらわないと、何のために我々、皆さんと会議するかわからない。

野依座長 それでは、先ほど小宮山委員からありました財政の問題からお願いしたいと

思います。せっかく経済財政諮問会議の伊藤先生がいらっしゃるわけですから。

小宮山委員 「ビジョン2030」という1枚物の資料でございますが、色のついていない方から見ていただきます。まず背景から申しますと、日本の教育投資の問題、初等中等に関しては、先進国間でそんなに大きな差はないんですね。それでも足りないという議論はもちろんあるわけですが、ただ、高等教育に関しては、かなり明確に先進国間で差があると私は思っております。その上で、日本のパフォーマンスはどうかを書いたのがこの図でありまして、もちろんランキングでもってどこまで大学のアクティビティがはかれるんだというのは百も承知の上で、ほかに数値になるものがなかなかないものですから使っています。THESEですとイギリスですしNewsweekはアメリカですし、それぞれ、それぞれの視点からやった評価なんですけど、それらの平均でその国がランキング上位に何%出てくるかというのをとると、大ざっぱに言うと投資に比例するという結果が出てまいります。

アメリカが突出してお金も投入しています。今、GDPは日本の6割ぐらいのドイツでも2.8兆円、日本の1.4倍投入している。これはOECDの統計です。フランスは半分ぐらいしかGDPないけれども、日本と同じぐらい投入している。このことが、日本はGDP比で少ないと言われているゆえんですね。それにしても、パフォーマンスについては日本は非英語圏としてはそこそこやっているということなんです。

そこで裏にいただきます。日本は2兆円という投資の中で高等教育、科学をやっているものから、何が起きるかということ、新しいいいことをやるとそっちにお金が行き、残りが減る。ゼロサムですから、必ずそういう構造になります。例えば今、論文のIT化が激しくて、そのお金が高くてみんな困っているんですけど、そっちのお金はつくんですね。では、そのおかげで何がなくなったかということ、学生用の図書がゼロになった。東大ですと5,000万円ぐらいあったのがなくなったとか、そういうゼロサムやっているわけです。これでは発展しません。

どこも少ないなら別ですけども、やはりGDPの1%というのはある種の根拠があるんだと思います。だからあと3兆円ふやせというのは根拠がないわけではないと思いますけれども、今の財政状態を考えると、それを言っても無理だと。とはいえ、やはり2030年ぐらいを目指してビジョンをつくるべきではないかというのが、私のこの提案です。

1つは、民間寄附1兆円です。これは主として個人寄附。データを示すともっと明確なんですけど、法人はまあまあ寄附しているんですね。GDPにてらしますと日本の企業もそこそこ寄附しているんですけど、ともかく違うのが個人寄附です。これはカルチャーの差だとかいろいろなことが言われますが、国民一人当たりのGDPは多い、格差の問題が議論されていますけれども、みんなが比較的均一にお金を持っていて、アメリカのように「200億円寄附しましょう」という人がぼんぼん出るという状況ではなく、一人一人が同じようにお金を持っていて、老後のことを気にしているというような国の所得構造の国で、

どうやって1兆円の寄附を集めるかです。イギリスが高等教育に大体個人寄附で1兆円ぐらい入っております。アメリカは8兆円ぐらい入っております。ですから、日本のGDPからすると決して大きな値ではありません。

それからもう一つ、日本は科学技術に関しては比較的投入しているんですね。ですが、これは民間が多いんです。GDPの3%以上投入しているというのは、民間が2.5%ぐらい投入していて、これが大きいんです。12兆円ぐらい投入しています。ただ、民間では、世界の企業がそうですが、基礎研究はもうできません。自社の分野の基礎研究、狭いところしかできないので、基礎研究を大学、公的機関に頼るといのは世界の流れです。そこに日本は12兆円投入していますから、基礎研究に近い部分を1兆円ぐらい産学の連携の方に振り分けていく。

それから、残りが公財政投資と、私はエンダウメントだと思っております。アメリカと日本の最大の違いは、私が調べただけでもアメリカは40兆円のエンダウメントを持っています。それを運用すると平均で15%ぐらいの運用益を上げていますよ。6兆円ぐらい、日本の今の公財政全体の3倍をエンダウメントだけで上げている、これがアメリカの高等教育、科学技術を支えているんです。

日本は全体で見れば1,500兆円の金融資産と2,000兆円ぐらいの非金融資産を持っていて、3,500兆円。この3,500兆円のうちから20兆円をどうやって二十数年かけて高等教育に動かしていくかを考えるべきで、やはりお金の話抜きで、やるべき論だけでは日本の教育は再生しない、そういうことを申し上げたいというのが趣旨であります。

野依座長 これに関連して、伊藤先生何かございますか。

伊藤議員（経済財政諮問会議） すみませんが、資料はありません。諮問会議の中で議論する時間はありませんで、過去の我々の蓄積の上に、私個人でコメントしますので、諮問会議の名前のついた資料は出しておりません。

ただ、素案へのコメントを出してくれということでしたので、主にコメントという形で述べさせていただきます。

まず3点、大きなコメントがあります。

1つは、改革の最終的な目的は何なのか。幾つか改革の手段は書いてあるんですけども、最終的な目的が私には明らかに伝わってこなかったというのが第1点。

第2点、研究と教育は違うということについての認識が甘いように思われました。

第3点、これは特に国立大学法人のマネジメント改革のところですが、提案されているような手段を行ったときに、どういうチャンネルで何が達成されるのかが私には伝わってこなかったということでもあります。

詳しく申し上げます。

最終目的として、これまでいろいろなところで議論された中で、トップを伸ばそう。例えて言えば世界のトップテンに入る大学をつくらうといったご提案もあったかと思いますが、こういったことを考えられているのか。そうであれば、やはり集中的な資金の投入が

必要なので、これは不公平な配分と言われてもそれをやるという国家意思を示すことが必要だと思うんですね。あるいは、最初の方に書かれておりました最低の質を保障しようということが目的であるならば、これはトップは伸びないかもしれない。非常に公平な、平等な最低線を守ろうということをするのであれば、トップは伸びないかもしれない。それでもよろしいのか。

あとは、限られた予算を効率的に使うということであれば、これで質の保障はできるんだろうかという疑問がわいてくる等々、最終目的は何かによって、その手段と、それに付随して発生すると思われることについて覚悟を示す必要があるのではないかということがあります。

2点目、研究と教育であります。私も30年ぐらい日米ともに、それぞれ半々、教育と研究に携わってきたわけですが、日米両方で、教育の充実と研究の充実のために必要な仕組みは違うんですね。やはりこれをはっきり認識する必要がある。一流の研究者は一流の教育者ではないかもしれない、一流の研究大学は一流の教育大学ではないかもしれない。教育評価と研究評価は全然手法が違うかもしれない。教育を充実させるインセンティブは研究を充実させるインセンティブとは違うかもしれない、こういったことをもう少しはっきりと出していただきたかった。

これはやはり研究した者、それから教育した者には身にしみてわかるわけですが、同じ個人でも、若いときは研究を一生懸命やりたい、年をとったら研究に移りたいというライフサイクルもあるわけですね。だから、決して「この人は研究者で一生」ということではないわけで、アメリカの場合、それがごく自然に研究者から教育者へという人と、もう一生研究者の人もあるし、早い段階で教育に移る人もいるし、早い段階で大学の行政に行く人もいる、自然に分かれていくわけです。日本の場合には、どの段階でもすべてやれというようなこと、あるいはすべてを評価するというような形になっておりまして、これを行っている限り、どの分野でも専門性のあるものは育たないと思います。

3番目、マネジメント改革を読ませていただきましたが、これは一番違和感のあるところであります。学長の権限を強化するといっても、予算制約がある限りそれほど大胆なことはできないので、メカニズムを幾ら変えてもそれほど影響はないのではないかと思います。したがって、恐らく自由度を広げる基金をつくるのが先に来なくてははいけない。

それから、学部長選挙の廃止、他大学出身者の任用というのは、恐らく全く機能しないと思います。こんなことをやっているアメリカの大学はありません。学部長というのはすべて学部の中でお互いに選任、一番内情も知っていてリーダーシップを発揮できる人を選んでるのであって、上から学部長をポンと持ってきても、これは全く機能しないと思います。

それから学長選挙を廃止するというのも同じことでありまして、それを強制する意味があるのか。もちろん独裁的に理事会が決めている私立大学もあるかもしれませんが、通常、少なくとも日本の場合、学長を選挙するということが学内のコンセンサスができてい

けで、トップダウンでやろうとしても、そのトップの手段がない中で、人だけ持ってきてもうまく機能するかというと、これは疑問であります。

それから、アメリカの一流大学と日本の大学のマネジメントの最大の違いは、アメリカの大学には潤沢な基金があって、安定的な経営ができています。したがって、自主性を発揮できるということでもあります。

それから、アメリカの大学の授業料というのは極めて高額でありまして、ただし、奨学金はついている。それから州立大学、これはものすごく大きな学生数を教育しているわけでありましてけれども、ここでは州出身の人の授業料は低額に抑えられている。これは州の税金を使っているから、州の子女には安い授業料で教育するという発想から出ているわけです。

というわけで、やはり授業料が相当高額で高質のものを提供しているという発想で来ておりますから、いい教育をするところは授業料が高くなるのは当然であると思います。

それから、アメリカの大学の職員というのは、大学が雇った職員であります。日本の国立大学の場合には、かなりの部分が文部科学省の職員で、大学の間をローテーションしているということで、これがガバナンスの上では最大の問題ではないか。それが報告書に全く出てこないのは非常に不思議であります。

それから、幅広い教養教育と専門基礎教育ということですが、これは現在の組織でもできるわけで、学部をまたいだ合併授業というのを提供していますから、先生は1人でもいるいるな学部の人々が授業を聞きに来ることができるということで、これは組織をいじる必要は全くなく、現状のままこの目的は達することができるのではないかと思います。

1つ実験をやったのは筑波大学で、これは研究と教育の組織を分けてみようという大実験をやったわけですね。この辺についての評価がない限りは、教育組織と研究組織を分けてみようということについての正確な提案は受けられない。皆さんの評価はどうかわかりませんが、筑波大学の研究と教育の組織の分化は、私は、大成功したという評価はないと思います。

残りは短くまとめますが、各論が幾つかありまして、これは我々の主張であります、国立大学の入試日の分散、複数合格というのは、私たちは極めて重要な点であると考えております。

第1に、受験生の心理的な負担、一発勝負の不公平感を軽減することができる。現在、より多くの学生が私立大学のエスカレーター校、附属中学、高校に流れておりまして、公立高校に行って大学に挑戦するといった人たちが減っているのではないかと思います。これはやはり心理的な負担、一発勝負の不公平感だと思います。

それから、入試日分散・複数合格によって国立大学間での競争が発生して、教育の質に対する競争が始まると思います。

その結果として、例えば定員割れが生ずるような国立大学が発生すれば、これはやはり受験生が足で投票したということですから、そういった大学の予算配分を傾斜的に減らす

ことがそこで可能になる。だから、評価というのも上からする評価ではなくて、学生の足による投票、教員の大学間異動が評価になってくる。

それから、先ほどの教育と研究の違いが理解されていないよさという点は非常に重要でありまして、研究評価というのは、同じ専門の中の先端的研究者、国際的に通用している研究者であればピアレビュー、いわゆる同業者の評価しかないんですね。したがって、評価を聞くのもいいですけども、同じ分野の同じ先端の研究者を連れてきて、研究の成果を出している人は誰なんですか、科研費の申請を出している人で、これを達しそうな人はだれですかといったら、これはわかるんですね。若手や新領域の研究は別枠でありますけれども、科学研究費というのはやはり実績を出している研究者に配分すべきです。

同じ分野であれば一目瞭然に分かるので、これは研究に関しては評価方法を今さら確立する必要はありません。これは国際的に確立したものがあります。したがって、研究に対する支援は科学研究費の充実、ピアレビューの徹底。それから間接費3割を直ちに実行して、これをいずれ5割に上げるということで、いい研究者を大学に雇っていくことが可能になって、そこで研究を推進する大学のインセンティブが生まれてくる。これはアメリカの一流大学等は全部これ。NSFの研究費の配分とアメリカの一流大学の研究者獲得競争というのは、もう明らかに結果が出ていることですから、これをまねをすれば結果は出てくると思うんですね。

したがって、国立大学の運営費交付金の配分というのは、「研究面のみならず」とは言わずに、これは教育・地域貢献である、これを評価するんだという。研究については科学研究費、そしてその間接費という形で大学に落ちるようにするということが十分ではないか。

だから、研究と教育というのは評価する仕組み、支援する仕組み、そのインセンティブをつける手段は全く違うことを理解していただきたいということでもあります。

野依座長 では、ゲストの先生方に少しずつご意見をいただきたいと思います。

相澤議員（総合科学技術会議） 私の方は、このパワーポイントの資料を使って説明させていただきます。

総合科学技術会議には、大学・大学院改革のうち研究システム改革について意見をまとめるようにという要請がございましたので、それに基づいてまとめたものであります。

ポイントは、このスライドの2ページをごらんいただきたいと思います。

今、日本が危機的状況にあることを、まず申し上げます。

今、すぐれた頭脳と言われる人材が、国際的に流動化しております。教育される場所、活躍する場所、そういうものがすべてグローバル化されてきているわけでありまして。現在、3極構造とも言えるような状況になっておりまして、米国、欧州、それからアジアですが、人材面ではむしろ中国、インドが中心になっております。残念ながら日本がこうした国際循環から疎外されている状況になっております。何とか日本を加えた4極構造にして、国際的な人材の好循環系を構築しないことには、日本がますます孤立していく、こういう状

況であります。

このために大学・大学院改革をどうすべきかという視点に立つべきであるというのが、今日、申し上げたいことの基本でございます。

次のページをごらんください。

そこで、国際競争力のある研究人材育成にどう改革していくかであります。3本の柱で進めるべきであります。これは大学院についてのことで、特に博士レベルの問題を取り上げてあります。

まず、博士の質の国際的通用性、これを保証できるようなシステムにすべきであります。もう一つは、博士に多様なキャリアパスを開くべきであります。今まではアカデミアに特定されているキャリアパスであったわけですが、これを企業、それから官公庁、その他、色々な分野に博士のキャリアパスを多様化すべきであります。現実には、世界の博士はそういう活躍をしているわけであります。

もう一つは、研究システムと教育システムに関わる非常に重要な点であります。日本の大学院における研究システムは、大学院の学生を研究の補助者として活用していくような体制になっております。これを改め、研究はポスドクを戦力として活用するよう徹底すべきだと思います。これが国際水準であります。そういうことを整備することによって、逆に大学院の教育というのはどうあるべきかということが出てくるわけであります。こうしたことが判然としていないために、日本の大学院の教育システムというものは非常に脆弱であります。

そこで、人材の国際的好循環系をつくらなければいけないわけではありますが、2つ重要なことがあります。1つは、外国から受け入れる側の問題であります。すぐれた研究者、それから今、非常に重要なのはすぐれた学生をいかに日本に惹きつけるかであります。こういうことによって大学も本当に世界に開いて、教員の採用も、外国人採用を非常に効率よく行うように仕組むべきであります。

しかし、今、受け入れだけが強調されておりますが、もっと深刻な問題は、国内の学生、それから研究者で、すぐれたレベルの人たちが、国外に活躍の場を求めて世界の舞台に躍り出ていく、ここが欠けている。だから両方、受け入れる側と出す側、しかもそれがグローバルな循環系をつくっていく、こういう構造をつくるべきであります。

そのためには、博士の社会的好循環系を構築すること、それからポスドクの社会的好循環系を構築すること、これを強力に進めなければなりません。

意見のまとめのところにございましたが、大学院の仕組みについては、入学定員を含めて分野の適正化、規模の適正化を徹底的に行うべきであろうと考えます。

それから、大学院教育の特に国際水準のコースワークの充実。今までは、指導教員の研究室に囲ってしまうような教育を行ってきたわけです。もちろんいい面もあるわけですが、やはり国際的に通用するようなコースワークの充実が必要かと思えます。

ポスドクについて、今、年齢が高齢化しているとか、いろいろな問題がありますが、本

来、ポスドクは数年間の限られた、トランジットなステップなんです。ですから、これを思い切って、ポスドクは博士号取得後5年間程度に限るべきではないか。そして、その時点でアカデミアだけに行くのではなく、様々な選択肢を本人が決定するべきであろう。そのためには、先ほど申しましたようにキャリアパスが広く広がらなければいけないわけです。そのようなことで、ポスドクについてもここで大きな決断をしなければいけないと考えられます。

最後のページに記しておりますのは、競争的研究資金が研究者個人に配分されていくところで充実が進んでいるわけでありますが、ここで、最も危機的な状態は、日本の大学及び大学院の教育研究の基盤が極めて脆弱である。ですから、基盤の整備をここで抜本的にしなければいけないだろうと考えます。

例えば、先ほど電子版の論文などについて出ましたけれども、学内の電子ジャーナル等、図書館の体制とか、そういった共通基盤のところも極めて脆弱なんです。このようなことを大学全体のマネジメントとあわせて強化しなければいけないであろうということでございます。

福井委員（規制改革会議）「大学・大学院改革について」という規制改革会議提出資料をごらんいただきたいと思えます。

まず、基本的考え方でございます。

教育と研究が一体不可分というのが従来の考え方ですが、今、伊藤議員、相澤議員からお話ございましたように、教育と研究ではそれぞれ違う色彩もある。その部分について明確化して、例えば経理区分をすとか、それぞれの特質に応じた評価を行うことによって、それぞれの分野にどのように特化していくべきなのか、という点については、大学・大学院自身の選択と努力によって決せられるべきであろうということがポイントです。

2つ目、情報公開の徹底が重要ですし、また、大学の切磋琢磨ができる競争環境の整備が重要であるということです。

その際、大学の自発性に基づく多様化や、あるいは対等な条件のもとでの選択肢の多様化、こういうことが学生にとっても大変重要であろうと考えます。

したがって、特に教育については、学生数に応じた公的助成が非常に重要でありまして、官民格差、国公大学と私立大学の官民格差の是正なども図られるべきだということです。

研究につきましては、研究者個人やそのチームの事後の厳格な評価に基づく、まさにピアレビューに基づいた研究費の助成が重要でありまして、「この大学は、研究に強い大学として大学に研究費を重点的に配分しよう」あるいは「ここは教員養成系の学部であるから研究費は余り要らない」というように組織の性格を先験的に決定しての予算配分は適切ではなかろうということです。

以上のような点に関して、政府の一番重要な役割は、徹底的な情報公開を義務づけることを中心に関与していくことでありまして、個別の大学の色彩などについて、画一的な支持や規制は必ずしも適切ではないと思われまます。

以下個別の論点ですが、1番です。大学・大学院教育の充実と卒業者の質の担保ですが、大学の教育面の評価は、学生による評価が基本です。外部評価はそれを補完するものだと考えるべきだと存じます。

また、「英語教育の改善」あるいは「施設整備」についてですが、それ自体もちろん重要な課題ではありますが、それらは、例えば「一律に何割はどうか」とか「一律に予算を何%ふやす」という性質のものではございません。やはり大学の自己責任による自助努力の結果として得られた所与の財源制約の中で、大学が何に特化していくか、何に予算を重点配分するのか、こういうことは独自の判断で行われるべきものです。

2番、国立大学法人のマネジメントです。この点については、学長の非常に強いリーダーシップといったことについても、一律に定めるべきかどうかという点について疑念があります。権限と責任について、法人化した趣旨は、できるだけ法人の自由度を高めるということのはずですので、法人の権限と責任を一致させること、これが大変重要でありまして、その上で法人に完全にマネジメントをゆだねる。自己責任の徹底こそ重要ではないかと思われまます。

例えば一律に、とにかく学長に権限を移譲せよということを経が指示すべきか。この点について疑問を感じます。

国立大学法人の内部管理は法人の判断で、例えば学長に権限を集中させる、あるいは理事会に集中させる、あるいは理事会が委任した組織なり個人に集中させる、あるいはもっと分権的に意思決定を行う、さまざまなパターンが法人ごとにあり得るはずでありまして、これもまさに法人の意思決定の問題ではないかということです。

大学の主要目的は、教育と研究の2本柱であります。例えば地域との連携なども重要でございますが、教育、研究以外の要素を過度に重視すべきではないと考えます。

次に、2枚目の3点目、大学・大学院の評価、資源配分についてです。

これも先ほどと関連しますが、官製の機関あるいは指定機関による大学の評価は補完的なものでありまして、むしろ教育については学生の評価、あるいは学生がその大学を選択したかどうか、その学問分野を選択したかどうか、という点こそ根幹です。例えば学生数に基づく公費助成が原則であるべきでありますし、また、研究費の配分機関、科研費等の配分機関において、事後の厳正な評価に基づいて行うべきことが課題でありまして、組織をまず育成しようなどと考えてそこに先験的に研究に必要な予算を配るということは、研究のパフォーマンスを高めることにはならないと思われまます。

特に留意すべき点は、資料に掲げた通り、1から4です。1番は、規制改革会議の今回の答申でも、関連の省庁と既に合意に至っている論点でもございますが、現在は大学の教育環境について情報開示が非常に不徹底です。学生1人当たり先生が何人いるのか、校地や校舎面積はどれほどか、図書館の蔵書数はどうか、といった客観的な資料、データの分析・開示は、基本的にすべての大学に義務付けるべきであろうと考えられます。

また、研究者の個人業績やチームの業績も、分析・開示が十分に進んでおりませんが、

こういうことをこそ学生や世間は望んでいるはずです。

また、目標設定については、例えば現在の評価機構の評価については、当初の目標について、志を低く設定すれば高い点数がつく、という傾向がございます。これは本来余り望ましくないわけでありまして、絶対水準で評価していただきたいということです。

また、そのためには客観的な指標を定めて、これは教育面でも研究面でもそうですけれども、第三者が検証しやすい指標を定めて、それについてきちんと外部に説明する。この点の奨励をこそ政府は先頭に立ってやっていくべきであると思います。

先ほども申し上げましたが、地域への貢献とか大学改革の定性的な実施状況というのは、補完的なものであるということですので。そして、この下に3つございます。「大学予算の選択と集中」とありますが、各大学や大学院がそれぞれ努力した結果、自らの大学がどうあるべきかという戦略に基づいて努力した結果として、「選択」や「集中」は達成されるべきものでありまして、あらかじめ「何々大学には何を集中させよう」といった形で政府が一方向的に決めるべきものではないのではありません。

教育面は情報公開を徹底して、集まった学生数を基準として予算を配分すべきでありますし、研究もまさに事後の厳格な評価に基づいた、研究者ないしはそのチームへの配分を行うべきであります。そのためには科研費等の一定割合をきちんと大学の運営経費として計上して、すぐれた研究者を獲得することが大学の研究資金を潤沢にさせる、こういう好循環を推進すべきと考えます。

野依座長 時間が過ぎておりますが、今のご意見について、ご意見でございますでしょうか。

小宮山委員 私は今回、関係会議のお三方の話を伺って、私的には極めて聞きたいことを申し上げたいと思います。

幾つかございまして、経済財政諮問会議は5回も6回も入試をやれと。私は、そこまで勇気を持ってないんですよ。62年に2つに分けただけで大混乱が起きたんですよ。神戸大学の合格者がどっと東大に流れて、ここをやるかなと。最後にはきっと競争原理がうまく働いて、それで大学間の競争が起きて、いずれうまくいくという市場原理を多分お考えになっているのではないかと想像しますけれども。

伊藤議員（経済財政諮問会議） いや、市場原理というわけでは……。

小宮山委員 そうではないですか。

それから、総合科学技術会議のおっしゃる大学の自助努力の推進。私は、もう一步踏み込んでほしいんですよ。大学の自助努力が可能になるように、やはり税制とかそういう問題ですよ。だから本当に、書いてあること全部そうなんです。基盤の整備とか。基盤とは一体何なんだということまで具体的に踏み込んで、私は、相続税のあたりが極めて重要なポイントになるのではないかと考えているので。

相澤議員（総合科学技術会議） それはここに書いてあります。

小宮山委員 失礼しました。それでは、極めて近い意見であることを申し上げまして。

中嶋委員 評価について、我々も情報公開を非常に強く求めているんです。ただ、これから受験のシーズンですから、いろいろな大学がPRをしていますよね。ところが、実態としては入試の情報は非常に秘匿されていまして、定員をきちんと書いている新聞広告はほとんどないんですね。国立大学も実際には深刻な定員割れをしています。ですから、そういう非常に貧困な日本の高等教育を考えますと、その辺はやはりきちんと、かなり根本的な改革をしないと国際社会から置いてけぼりになるのではないかと思いますので、ぜひその辺は我々も注意したいと思います。

陰山委員 制度面のことは、私たちもよく分からないところもあるんですが、実際、大学の方で見ておられて、本当に優秀な若者たちが大学に入ってきているのかどうかということですね。どうも気になりますのは、入ってくる、出ていくというときに、日本の学生たちがどうなのか。高校から大学へ入る段階とか。

入試制度については私もちょっと出しましたけれども、やはり安定したもので、目指すべき大学に向かって一生懸命若者たちは勉強して入ってきているわけだし、それがきちんとしているかどうか。この間の全国の学力テストでも、なぜか日本海側は非常に高かった。そのようなところからも、大学の側から見ていて、一体どのようなルートをたどってきた若者たちが本当に使える人材なのかということを示していただかないと、実はこのところのバウチャーの問題にしてみても、よく分からないんですね。

今、本当に、幼稚園のときから難しい問題をやっている子供たちと、もうスカスカになった公立の教科書で学んできている子供たちが最後、18歳のときに、1本のセンター入試によって割り振られて大学へ行っているわけですよ。果たしてこのところから一体どのような若者が大学に入っているのか、私はどうもそのところ、今の学生がどういうふうになっているのかということをもう少し、東大と、それから地方の大学では違うでしょうし、本当はそのところを議論すべきではないかという気がします。

野依座長 どうもありがとうございました。

いろいろな意見がございましたけれども、大学・大学院改革につきましては、本日いただきました議論も踏まえて、第3次報告に向けて検討してまいりたいと思います。

本日の審議は以上となります。次回の合同分科会は2月18日火曜日、14時からとなっております。第3次報告案全体についてご審議いただく予定でございます。

なお、本日ご審議いただいた議論の整理の素案と第3次報告の構成・総論案、それから参考配付されております第3次報告各論については回収させていただきます。

なお、本日の議論も踏まえまして、運営委員会でさらに検討の上、近日中に皆様に送付し、ご意見を伺った上で、再度議論を続けたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

最後に、山谷補佐官から、なにかございますか。

山谷総理補佐官 どうもありがとうございました。

今、座長からもありましたように、これから運営委員会を開きまして、また修文をして、

それを皆様の方にお送りして、そしてまたご意見をいただくというプロセスを踏ませていただきたいと思います。

1次報告は、ゆとり教育の見直しや教育3法、また、第2次報告書でも教員給与の見直しの法改正や、また、骨太方針にたくさん入りましたので、この会議が年末の教育再生関連予算増に大変大きな貢献をいたしております。第3次も、実は財政の問題、それから法改正も五、六本入っております、まだそこまで明確に書き込んではいませんが、その辺がもう少し明確になるようなものを次回、お示しできればと思っております。

会議終了後、池田座長代理と私で記者ブリーフィングを行います。報道対応につきましては、従前どおり皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

浅利委員 官房長官からも、一言いただきたいと思います。

町村官房長官 今日の提言を本当に実現しようと思うと法律が要るとか、あるいは小宮山先生の言うように予算全体が必要だとか、特にこの部分の予算は必要だという、やはり渡邊先生が言われた実現をする手段、どうやったら実現できるか。白石先生も言われましたが、そのところを最終報告書ではもうちょっとめりはりつけて書いていただくと「これはいいレポートだな」ということにきつとなるんだろうと思いますし、それをいただければ、私どもも政府として最大限実現をしたい。

法律でも予算でもない、先ほどの学習指導要領の德育の話、これは私はものすごく重要だと思って、これはちゃんとお引き受けいたしまして、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。

野依座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の教育再生会議はこれで閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

- 了 -